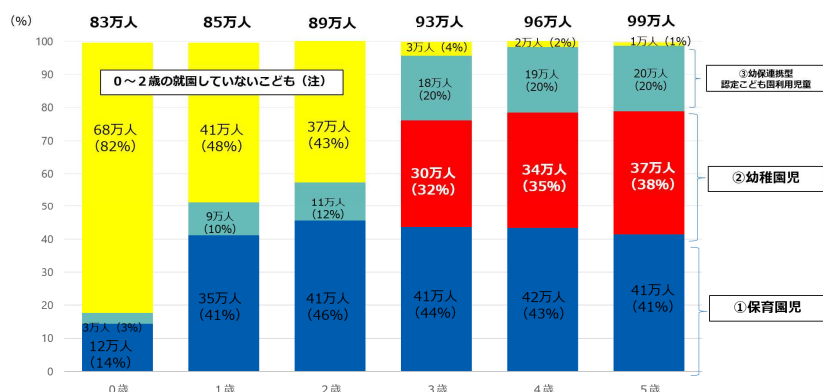


こども誰でも通園制度（仮称）の創設について

<制度の現状、背景>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。

【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】



- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくこと
 など、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。

<改正のイメージ（案）>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。
（参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。
- **利用対象者**について、**満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象**とし、**居住する市町村による認定の仕組み**を設けることとする。
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。
- **本制度を行う事業所**について、**市町村による指定（認可・確認）の仕組み**を設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認
- **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

參考資料

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずい形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
 - ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会

1. 趣旨

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施することとしている。
- このため、本格実施を見据えた形での試行的事業の実施に向けて、成育局長が、学識経験者や、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、自治体に参集を求め、試行的事業実施の在り方について検討し、2024年度の試行的事業の実施方針をとりまとめることとする。
- なお、検討会については原則公開とする。

2. 主な検討項目

- (1) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の意義
- (2) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の事業実施上の留意点
- (3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

3. スケジュール

9月21日	第1回検討会
10月16日	第2回検討会
12月	中間とりまとめ
（3月頃	とりまとめ）

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会

4. 構成員

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
内野 光裕	全日本私立幼稚園連合会副会長 学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会代表理事 社会福祉法人浄元福社会理事長
大川 秀子	栃木市長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長 認定NPO法人びーのびーの理事長
小野 敏伸	福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長（保育機能強化推進担当）
菊地 加奈子	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表 特定社会保険労務士
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事 認定NPO法人フローレンス会長
志賀口 大輔	社会福祉法人日本保育協会前青年部長 社会福祉法人和光会なごみこども園園長
竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部・部長 成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長
原田 樹	七尾市健康福祉部子育て支援課長
堀 科	東京家政大学准教授
万井 勝徳	高槻市子ども未来部長
水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 みずしま保育室施設長
山内 将	松戸市子ども部参事監兼保育課長

※計18名。オブザーバー：文部科学省

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する論点

（1）「こども誰でも通園制度」（仮称）の制度について

- 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがいとはどのようなものか

（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点

- 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か
- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か
- 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

（4）その他

- 要支援家庭への対応上の留意点は何か
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

論点

- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどのような意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、一方で職員にとってのやりがいとはどのようなことが考えられるのか

- こども、子育て政策の抜本的強化を検討する過程の中で、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められてきた。

こうしたニーズに対応するため、「こども誰でも通園制度」の創設を打ち出すことにしたものの。

（いただいた意見）

- ・「こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会のさまざまな人がこれに関わり社会全体で子育てを支える」ことが望ましいということを子育て家庭だけではなく広く社会全体に伝えていく必要がある。

- こども誰でも通園制度の導入により、こどもや保護者にとって以下のような意義があるのではないかと考えられる。
 - ① こどもにとって、在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて成長できる。
 - ② こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどもの可愛らしさを共感してもらう、自身やこどもへの温かい言葉や応援の声をかけられるなど、保護者が園と関係を持つ中で「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも大きく関わっていく。
 - ③ 保護者にとっても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人とのかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるのと同時に、月に一定時間でもこどもを預かってもらえることで育児の負担の軽減につながる。

（いただいた意見）

- ・こどもにとっては、年齢の近い子とのかかわりは社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすといったメリットがある。
- ・保護者にとっては保育者がこどもの出来ていることを伝えてくれることで、自信が回復する。口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見せることにより保護者の「親育ち」につながる。

- こども自身や保護者のウェルビーイングが向上することは、ひいては「こどもまんなか社会」、「社会全体のウェルビーイングの向上」につながる。
一方で、「『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）』の策定に向けた中間整理（案）」において、家庭環境や心身の状況等にかかわらずすべてのこどもの育ちを保障すると記載されている趣旨を踏まえ、本制度で預かるこどもに対する関わり方について具体的に示すことが重要ではないか。
- 現行の各制度と比較すると、以下のような意義があるのではないか。
 - ① 現行の教育・保育給付では、利用できる者が、就労等の保育の必要性がある者に限定されており、専業主婦（夫）家庭等も含めた未就園児のいるすべての家庭に対する支援には限界がある中、こども誰でも通園制度では就労要件を問わず誰もが利用できる。
 - ② 現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある。
 - ③ 一時預かり事業では、利用者が事業者へ直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人とならない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。
- 職員にとってみると、以下のようなことが考えられるのではないか。
 - ① こどもの日々の体調、好きな遊びなど、こども一人一人の特性・特徴を時間をかけて把握して関わっていくこと、通常の保育と比べると少ない時間で理解することや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかったこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できるのではないか。
 - ② 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てをする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮できるのではないか。
 - ③ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要ではないか。

（いただいた意見）

- ・保護者の代わりに預かるという「サービス」ではなく、保護者と共に子育てをするための制度であることを発信していくことが必要。
- ・滞在時間等が異なるため、予め構成されたプログラムの中にこどもを慣れさせるというよりは、こどもの遊びの主導性、仲間づくりなどを中心に、こどもの積極性が育まれるようプログラム構成を考えることが必要。
- ・こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められる。
- ・こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、もともと通っていたこどもたちに支障が出るようなことはあってはならない。
- ・保育士等、本事業に従事する者に対する研修についても検討していく必要があるのではないか。
- ・現場の保育士にもこの事業に誇りを感じてもらえるようなメッセージの打ち出しが必要。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の 試行的事業実施上の留意点について①

令和6年度の試行的事業について

- こども誰でも通園制度（仮称）については、令和6年度概算要求において、本格実施（改正法が施行され、全国の自治体での実施）を見据えた形での試行的事業を実施することとしている。
 - 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討する。
 - 令和5年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だったが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とすることを検討している。
 - また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している。
- (※) 「月10時間」は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ
- (※) 一時預かりの整備状況は未就園児1人当たりで見ると年間約2.86日（月1～2時間程度に相当）となっており、月10時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる

（いただいた意見）

・ こどもの慣れや育ちの観点から「月10時間」では足りず、月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか。

(※) 「月10時間」は、令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業における「補助基準上の上限」ではあるものの、令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業は制度の本格実施を見据えた形で実施するものであることから、こども誰でも通園制度の制度化、全国的な実施も見据えながら設定する必要があり、都市部を含め全国の自治体において提供体制等を確保することを考え、利用可能枠については「月10時間」を上限としたものである。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について①

職員配置について

- 人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする予定。

現行の一時預かり事業の基準

- ①一般型においては、
 - ☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士等を1/2以上。
 - ☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。
 - ☞保育従事者の数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。
 - ☞1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。
- ②余裕活用型においては、
 - ☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。
 - ☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

（いただいた意見）

- ・保育士が不足している中で従事者をどう確保するかが大きな課題。保育士だけでなくほかの専門分野の資格者も（0歳から2歳に特化した研修を受講するなどして）事業に従事できるようにすべきではないか。
 - ・特に、保護者の育児に不安があるような場合は同じ保育士が連続して関わるのが一番良い。責任者を安定して置けるようにしてほしい。
- （※）今年度のモデル事業と令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業の実施状況などを踏まえながら検討していく。

現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、 <u>0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）</u>
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
利用方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

論点

○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】

